

千葉県公立高等学校学び直し支援金について

学び直しとはなんですか？



高等学校等を中途退学した方が、学び直しのため、再び高等学校に入学することです。

高等学校に入学すると、授業料がかかります。

平成26年4月から、就学支援金の申請をして認定された方は授業料の納付が不要となります。

しかし、就学支援金の支給期間は、上限があるので、卒業まで就学支援金の支給を受けることが出来ない場合があります。

(自己負担となります。)



そのようなときに・・・

千葉県では、就学支援金の支給期間経過後も卒業までの間学び直し支援金を支給します。

☆対象となる方☆ *以下のいずれにも該当する生徒が対象となります*

- ①千葉県の公立高等学校に在学する方
- ②高等学校等を卒業又は修了していない方
- ③高等学校等の通算在籍期間が36月を超えている方(定時制通信制は48月)
- ④H26.4.1以降に千葉県内の公立高等学校に入学した方
- ⑤高等学校等を退学したことのある方
- ⑥学び直し支援金の支給期間が24月未満の方
- ⑦保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が、50万7千円未満の方

支給期間(最大24月)・支給額(全日制9,900円定時制2,700円通信制520円)に上限があります。
いずれも月額



いつ申請すればいいの？

就学支援金の申請をしていただき、就学支援金認定支給決定通知書を確認してください。

在学期間中に支給期間終了となる場合は、お知らせします。必要な時期に、学校から申請書を配付します。

支給方法

就学支援金支給終了後は、授業料を納めていただく必要があります。学び直し支援金の支給は、決定額を口座振込により支給します。

お問い合わせ先 千葉県教育委員会教育庁財務課
043-223-4093